

# 学校法人 浪工学園 役員報酬規定

## 第1条 (目的)

この規定は学校法人浪工学園の役員(理事、監事)の報酬及び手当について定める。

## 第2条 (本給)

常勤役員の本給(月額)は、50万円から100万円の範囲内で、年齢、経歴、学園の財務状況等を考慮し、委嘱当初に理事長が決定し、支給するものとする。ただし、理事長は、学園の財務状況を考慮し、本給を支給しないことができる。

2 非常勤役員には本給を支給しない。

## 第3条 (期末手当)

常勤役員は年俸契約とし、期末手当は支払わない。ただし、学園の財務状況が良好な場合、教職員の期末手当に準ずる額の範囲内で、理事会の決定により期末手当を支給することがある。

## 第4条 (昇給、減給)

常勤役員は昇給、減給は勤務状況、学園業績をもとに理事長が決定する。

2 報酬の変更は毎年4月1日とする。

## 第5条 (退職金)

役員に対する退職金は支給しない。ただし、学園の財務状況が良好な場合、常勤役員に限り、勤続年数(1年未満の月数は切り捨てとする)に100万円を乗じた金額を上限として、功績、学園の財務状況等を勘案の上、理事会の決定に基づき退職金を支払うことができる。

2 前項但書の退職金は、退職日の翌日から3か月以内に支払う。

## 第6条 (非常勤役員等の手当)

非常勤役員及び評議員が、次に掲げる会議に出席した場合、次のとおり手当を支払う。ただし学園の財務状況等を考慮し、理事会において、手当を支給しないことを決定することができる。

(1) 非常勤役員及び評議員が当学園の定例、臨時の理事会及び評議員会へ出席した場合

非常勤理事	1日につき	10,000円
非常勤監事	1日につき	10,000円
評議員	1日につき	5,000円 (教職員を除く)

(2) 非常勤役員が前記以外の会議等へ出席した場合

理事・監事・評議員	1日につき	3,000円
-----------	-------	--------

## 第7条 (役職手当)

常勤役員、非常勤役員の区別にかかわらず、次に掲げる役職の役員には、次のとおり役職手当を支給する。ただし、学園の財務状況等を考慮し、理事会において、手当を支給しないことを決定することができる。

理事長	月額	250,000円
専務理事	月額	200,000円
常務理事	月額	150,000円

## 第8条 (支給の方法)

本規定に定める役員報酬は、役員指定する口座に振り込むことによって支給する。

## 第9条 (その他)

役員報酬に関して、この規定に定めのない事項は、理事会にて決定する。

(附 則)

1. この規定の改廃は、理事会の決議を要する。
2. この規定は、平成2年4月1日から施行する。
3. 平成14年4月1日改定。
4. 平成17年4月1日改定。
5. 令和2年4月1日改定。